

教生学第 574 号
平成 24 年 11 月 6 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について（通知）

いじめの問題への対応については、平成 24 年 11 月 5 日付け教生学第 566 号通知により指導をお願いしているところですが、この度、文部科学省大臣官房長及び初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

については、管内の各道立学校及び各市町村教育委員会に対し周知するとともに、適切な対応がなされるよう指導をお願いします。

併せて、各学校の状況や事案の内容に応じて「学校警察連絡協議会」や「子どもの健全育成サポートシステム」など、既存の連絡・連携体制を利用するなどして、警察と一層の連携を図ることについても指導をお願いします。

記

1 送付資料

- (1) 別添写し
- (2) 「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成 19 年 2 月 8 日付け教育学健第 1362 号通知）

（生徒指導・学校安全グループ）